

7 環 管 第 288号

令和7年11月19日

乙訓環境衛生組合
管理者 前川 光 様

京都府知事 西脇 隆俊

乙訓環境衛生組合ごみ処理施設整備事業（仮称）に係る計画段階
環境配慮書に対する意見書について

令和7年7月1日付けで提出の上記計画段階環境配慮書について、京都府環境影響
評価条例（平成10年京都府条例第17号）第7条の6第3項の規定により、別添のとおり
意見書を送付します。

担当	環境管理課指導係
電話	075-414-4707
FAX	075-414-4705

別添

乙訓環境衛生組合ごみ処理施設整備事業（仮称）に係る計画段階環境配慮書に対する意見は、次のとおりです。

1 全般的な事項

- 方法書以降の手続においては、以下の個別事項に留意するとともに、最新の情報の収集に努め、科学的知見に基づく十分かつ適切な調査、予測及び評価を行うこと。また、事業の実施による環境への影響をできる限り回避又は低減するよう必要な環境保全措置を検討すること。
- 現施設の解体工事による環境影響についても調査、予測及び評価を行い、必要な環境保全措置を検討すること。
- 環境影響評価手続を進めるに当たっては、周辺住民等に対し丁寧な説明を行うなど、十分な理解を得るよう努めること。

2 個別事項

（1）大気質

- 施設の稼働による排出ガスの影響については、年平均値のみでなく、局地風等の気象条件による短期的な影響も十分考慮すること。
- 調査、予測及び評価を行う項目の選定に当たっては、配慮書段階では選定していなかった塩化水素やPM2.5も含め必要な検討を行うこと。また、大気質の調査、予測及び評価の方法については、その妥当性が確認できるよう、適切かつ分かりやすく方法書に記載すること。

（2）騒音・振動

- 工事用車両の走行による周辺住民等への影響についても十分な調査、予測及び評価を行い、必要に応じて適切な配慮を検討すること。

（3）動物・植物・生態系

- 実地調査等により現況を把握するとともに、長期的な影響も考慮して、必要に応じて適切な配慮を検討すること。

（4）景観

- 煙突や建物を含む施設全体の景観については、遠く離れた眺望点からの景観だけでなく、周辺からの日常的な景観も考慮の上、調査、予測及び評価を行うこと。

（5）温室効果ガス等

- 排出量低減の検討は、関連する温室効果ガス削減計画も踏まえるとともに、関係車両の走行や廃棄物焼却等の排出要因ごとに切り分けて排出量を算定した上で、できる限り具体的に行うこと。

（6）埋蔵文化財包蔵地

- 事業実施想定区域は長岡京跡に含まれるため、関係機関と協議の上、適切に対応すること。特に、過去に調査の行われていない深度までの掘削を行う場合には、埋蔵文化財への影響について十分に留意すること。